

<案>

平成28年度金融庁政策評価実施計画

(計画期間:平成28年4月～29年3月)

平成28年6月
金融庁

目 次

基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定

- 施策Ⅰ－１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備・・・ 1
- 施策Ⅰ－２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備・・・ 7
- 施策Ⅰ－３ 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応・・・ 9

基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

- 施策Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・ 11
- 施策Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・ 17
- 施策Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・ 21

基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築

- 施策Ⅲ－１ 市場インフラの構築のための制度・環境整備・・・ 23
- 施策Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備・・・ 25
- 施策Ⅲ－３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備・・・ 29
- 施策Ⅲ－４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備・・・ 35
- 施策Ⅲ－５ 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備・・・ 39

基本政策Ⅳ 横断的施策

- 施策Ⅳ－１ 国際的な政策協調・連携強化・・・ 43
- 施策Ⅳ－２ アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調・・・ 45
- 施策Ⅳ－３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備・・・ 47
- 施策Ⅳ－４ 金融行政についての情報発信の強化・・・ 51
- 施策Ⅳ－５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備・・・ 53

業務支援基盤の整備のための取組み

分野１ 人的資源

- 施策１－（１） 金融行政を担う人材の確保と資質の向上・・・ 55

分野２ 知的資源

- 施策２－（１） 学術的成果の金融行政への導入・活用・・・ 57

分野３ その他の業務基盤

- 施策３－（１） 金融行政における情報システムの活用・・・ 59
- 施策３－（２） 災害等発生時における金融行政の継続確保・・・ 63

施策 I - 1**金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備**

施策の概要	金融機関の健全性を確保するため、効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証及び金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを行うこととしている。
達成すべき目標	金融機関の健全性が確保されること
目標設定の 考え方・根拠	<p>我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針・G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）・金融・資本市場に係る制度整備について（22 年 1 月 21 日）・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26 年 6 月 12 日）・「日本再興戦略」改訂 2015（27 年 6 月 30 日閣議決定）・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年 9 月 6 日） <p>抜粋 （金融規制）</p> <p>61. これまでの 5 年間で、我々は国際的に一貫した金融システムの改革の実施において大きな進捗を見た。全ての主要な国・地域が、部分的に又は全体について、下記の措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none">・国際的な資本基準（バーゼル 3）の実施・グローバルなシステム上重要な銀行及び保険会社の特定、及びそのリスクを最小化するための、より高い健全性基準に関する合意・大規模で複雑な金融機関の秩序ある破たん処理を納税者に損失を与えることなく実施するために合意された手段と手続の実施 <p>これらの改革を実施するための国際的な協調とコミットメントは過去に例を見ないものである。しかし、我々は更なる作業を行う必要がある。我々はその作業が終わるまで改革の姿勢を維持することにコミットしている。</p>

<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉(前年度水準を維持、28年度) ・[主要]金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施(金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施、28年度) ・[主要]金融機関のリスク管理の高度化(金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、28年度) ・既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施(既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施、28年度) ・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督(関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、グループ全体としての経営管理・リスク管理等の向上に向けたモニタリングを実施、28年度) ・大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督(商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施、28年度) ・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する適切な監督(ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を実施、28年度) ・国際的な議論を踏まえた国内制度の整備(関連告示等の整備、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について、全保険会社に対する影響度調査の実施及び監督手法の検討、28年度) ・金融機能強化法(震災特例を含む)等の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施(金融機能強化法(震災特例を含む)について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表、28年度) ・業界横断の業務継続訓練の実施(訓練の実施、28年度) ・金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数(20社、28年度) ・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況(金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施、28年度)
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

主な事務事業の取組内容

① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施

- ・金融行政方針に基づき、金融システムの潜在的なリスクの前広な分析（マクロプルーデンス）や市場・経済のストレス時においても、十分な金融仲介機能を発揮出来るための健全性が確保されているか等についての検証等、金融システムの健全性の維持・向上のため、検査局と監督局が緊密に連携し、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施する。また、金融モニタリングの結果については、金融機関の自主的な経営改善に資するよう、情報提供（フィードバック）等の充実に取り組む。
- ・マクロ経済・金融市場等の動向と個々の金融機関（ミクロ）の業務運営・ビジネス動向等の相互作用等マクロ・プルーデンス分析を強化する。
- ・金融行政上の重要課題について、国際的なベストプラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組む。

その際、各金融機関が、各種事象の実体経済・金融資本市場全体への波及や、自らのビジネスへの直接的・間接的な影響を具体的に想起した上で適切なリスク管理を行っているかという観点を踏まえ、統合的なリスク管理態勢の整備状況等について検証する。
- ・3メガバンクグループ等のグローバルに活動する金融機関について、クレジットサイクルを意識した経営が行われ、経済・市場のストレス時においても十分な金融仲介機能を発揮できるよう健全性が確保されているか、との観点から、経営管理・リスク管理等の向上や財務基盤の更なる強化を促す。また、特にシステム上重要な銀行については、引き続き、政策保有株式の着実な縮減を求めていく。
- ・併せて、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、3メガバンクグループ、野村グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催する。
- ・専門性の高い分野やグローバル・ベスト・プラクティス等に関する知見を組織的に蓄積・拡充していくため、外部専門家の登用拡大や、専門人材の育成等に計画的に取り組む。
- ・収集情報の見直しや収集情報を統合的に管理・活用する態勢（ITシステム含む）の整備のために必要な対応を行う。
- ・自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対し適切な審査を行う。
- ・大規模証券会社グループ等について、経済・市場のストレス時においても十分な金融仲介機能を発揮できるよう健全性が確保されている

	<p>か、との観点から、経営管理・リスク管理等の向上や財務基盤の更なる強化を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについて、監督カレッジやヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行う。 ・ オン・オフ体系的なモニタリング態勢の下、保険会社を取り巻く内外の環境変化や各保険会社の規模やビジネスモデルの多様性を踏まえ、各保険会社のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施する。
<p>② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなるカウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法、清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課、ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課、ディスクロージャーの見直し等に関する銀行法告示等の整備を実施する。 ・ 保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について、IAIS（保険監督者国際機構）で検討されているICS（国際資本基準）に相当する規制を導入した場合における課題等を把握するため、国内の全保険会社に対して、ICSに準拠した影響度調査を実施する。また、国際的な動向等を踏まえた上で、規制の枠組みについて検討を実施する。
<p>③ 金融機能強化法等の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関が将来を見据えた経営の中で資本増強を行おうとする際は、選択肢の一つとして金融機能強化法（震災特例を含む）の活用について、検討するよう促していく。 ・ 金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 ・ 金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 ・ 早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 ・ 資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。
<p>④ 金融機関の業務継続体制の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当庁では、自らの体制強化を図るとともに、監督指針等を通じて、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求める等、関係機関と緊密に連携を取りつつ、金融システム全体において、大規模自然災害等の

	<p>リスクに対するしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融業界全体として横断的に業務継続性の確保を図っていくことが重要であることから、昨年度と同様に今年度も全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練の実施を検討する。 ・金融機関等は、平時より業務継続体制を構築し、業務継続計画等の策定を行っておく必要がある。危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要であるとの認識の下、金融機関等の業務継続体制について、訓練等を通じて、その適切性等を検証していく。 ・金融機関の業務継続計画の整備状況・有効性等について、検証を行う。 ・サイバー攻撃対策に関する情報収集や、組織としての知見・ノウハウの蓄積に継続的に取り組む。
⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づき、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施し、参加金融機関及び金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げを図るほか、引き続き、金融機関のサイバーセキュリティ対策の状況について、実態把握を行う。 ・「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」を踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けてインシデント情報や脆弱性情報等の情報提供を行う他、金融庁独自の情報提供も積極的に行っていく。

【担当課室名】

監督局

総務課監督調査室、総務課、総務課健全性基準室、総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課

総務企画局

政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室、マクロブルーデンス総括参事官室

検査局

総務課、企画審査課

証券取引等監視委員会証券検査課

施策 I - 2

我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。
達成すべき目標	金融システムの安定性が確保されること
目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。 【根拠】 預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、主要行等向けの総合的な監督指針等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備、28年度） ・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、28年度） ・名寄せデータの精度（預金保険機構との連携による名寄せデータ整備状況の検証、28年度）
参考指標	・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞

主な事務事業の取組内容	
① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなるカウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法、清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課、ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課、ディスクロージャーの見直し等の整備を実施する。(再掲)
② 円滑な破綻処理のための態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。 ・預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。

【担当課室名】

監督局

総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課
検査局企画審査課

施策 I - 3**金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応**

施策の概要	金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析する観点から、グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、資金の流れを把握・分析するとともに、大手金融グループを中心に、金融機関のビジネス、貸出・運用動向等のリアルタイムな実態把握に努める。
達成すべき目標	システムリスク顕在化の未然防止が図られること
目標設定の考え方・根拠	国内外の市場動向や金融機関のビジネス動向等を的確に把握・分析し、必要に応じて適切な行政対応を行うこと等を通じて、金融システムの安定を確保・システムリスク顕在化の未然防止に努める必要がある。
測定指標 (目標値・達成時期)	・ [主要]内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況 (システムリスク顕在化の未然防止が図られること、28年度)
参考指標	・ 各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>

主な事務事業の取組内容

- ① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応
- ・平成27年度に引き続き、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計や金融機関から徴求したデータ、ビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者から高い頻度でヒアリング等を行うことを通じて、金融セクターに内在するリスクの把握に積極的に取り組む。
 - ・集積した上記の情報及び分析結果については、引き続き庁内で幅広く共有し、金融行政への反映を促進する。あわせて、日本銀行をはじめとした関係機関等とも引き続き密接に連携を図る。

【担当部局名】

総務企画局マクロプルーデンス総括参事官室

検査局

総務課、企画審査課

施策Ⅱ－１

利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組むこととしている。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・多重債務問題改善プログラム（19 年 4 月 20 日 多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27 年 3 月 24 日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令の整備、28 年度） ・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、28 年度） ・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（必要に応じ顧客保護と利用者利便の向上の観点から監督指針等の改正を行うとともに、顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供等に向けた更なる態勢整備を促していく、28 年度）

<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（自主規制機関とも連携しつつ、監督指針の改正等を通じて監督上の着眼点を明確化するとともに顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、28年度） ・[主要]貸金業者における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、28年度） ・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、28年度） ・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（40,000件、28年度） ・①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況（①5回、②5回、28年度） ・総務省関東行政評価局開設の東京総合行政相談所での相談会の実施（年12回、28年度） ・金融庁・財務局開催のシンポジウムにおける相談会の実施（5回、28年度） ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、28年度） ・不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、28年度） ・偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（偽造キャッシュカード等による被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う、28年度） ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況（振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組みを促す、28年度） ・多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況（相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う、28年度） ・財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数（延べ数）（650市区町村、28年度） ・[主要]無登録業者等に対する適切な対応（無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、28年度）
----------------------------	---

<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の勧告の実施状況（「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行（28年3月）により、新たに行政処分権限が備わったことから、検査・監督対応において法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行うよう努める、28年度）
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等> ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況<金額> ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況 ・無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数 ・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数 ・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数 ・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者の検査結果等の公表件数、行政処分等の勧告の実施状況及び行政処分等の勧告の実施状況 ・証券・金融商品あっせん相談センターにおける苦情件数 ・生保協会、損保協会、保険オンブズマン等における苦情件数

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。 ・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねていく。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環

境の維持・向上に努める。

- ・預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施する。
- ・保険会社等においては、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行うための態勢整備がなされているか等の観点から指導・監督を行う。
- ・貯蓄性保険等にかかる保険会社の商品提供・販売サポート、販売会社の販売態勢について、真に顧客の利益のためになる行動が実践されているか、各金融機関の取組みを継続的にフォローアップしていく。
- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施する。
- ・貸金業者については、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。
- ・前払式支払手段発行者、資金移動業者については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督していく。

② 当局における相談体制の充実

- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向け事前相談の提供を実施し、相談体制等の充実を図る。また、新たに主任金融サービス相談員を配置し、相談員の指導を行うことや、関係機関と協力し外部研修を充実させることなどで、相談体制等の充実を推進する。その他、金融経済教育として、政策課金融知識普及係と連携し、大学等での講演を行うなど、若年層への教育を推進する。
- ・また、金融サービス利用者相談室では、金融庁・財務局が開催するシンポジウムや総務省関東行政評価局が開設している東京総合行政相談所での定例相談会を実施するなどして当相談室のPRを行うとともに、利用者相談の機会拡大、利用者保護の充実を図る。
さらに、全国社会福祉協議会等を通じ、各地域の民生委員へ当相談室の紹介資料（パンフレット）の配付を行うことにより、当相談室のPRを行う。

<p>③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士会等によって構成）等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。 ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。
<p>④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者相談の主要な担い手である自治体の主体的な取組みを促すと共に、相談者が各自治体などの相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報の取組みを実施する。 ・財務局の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員や関係部局の職員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。
<p>⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促す。また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。 ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、金融機関におけるセキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。 ・無登録業者による詐欺的な投資勧誘等及び無届募集等については、被害拡大の防止・被害の迅速な回復等に向け、リーフレットの作成・配布等を通じた国民への注意喚起、調査による実態把握、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。また、関係省庁等とも連携しつつ、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。 ・適格機関投資家等特例業務においては、「金融商品取引法の一部を改正

する法律」の施行（28年3月）により、新たに行政処分権限が備わったことから、検査・監督対応において法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行うよう努める。

【担当部局名】

総務企画局

企画課、企画課調査室、企画課信用制度参事官室、企画課保険企画室、企業開示課、
政策課金融サービス利用者相談室、企画課ADR室

監督局

総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事
官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課
証券取引等監視委員会事務局

施策Ⅱ－２

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、質の高い金融仲介機能の発揮及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとしている。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成 25 年 12 月 13 日） ・好循環実現のための経済対策（25 年 12 月 5 日閣議決定） ・「日本再興戦略」改訂 2015（27 年 6 月 30 日閣議決定） ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（25 年 1 月 11 日閣議決定） ・株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（25 年 2 月 26 日成立、3 月 6 日公布、3 月 18 日施行） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22 年 12 月 24 日） ・平成 23 年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（23 年 1 月 24 日閣議決定） ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（26 年 12 月 27 日閣議決定） ・第 190 回国会 衆議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（28 年 2 月 10 日） ・第 190 回国会 参議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（28 年 3 月 8 日） ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25 年 12 月 13 日） ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26 年 6 月 12 日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]質の高い金融仲介機能の発揮（金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進、28 年度） ・「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関等による積極的な活用の促進、28 年度）

<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出態度判断D. I. (前年同期 (28 年 3 月) の水準を維持、28 年度) ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進 (個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進、28 年度) ・金融機能強化法 (震災特例を含む) の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施 (再掲) (金融機能強化法 (震災特例を含む) について活用の検討を促すとともに、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表、28 年度) ・自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援 (自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、28 年度)
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> ・法人向け規模別貸出残高 (日本銀行「預金・現金・貸出金」) ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績 (金額) ・融資先企業ヒアリング等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報<内容> <p>※ 施策 I - 1 における各指標について、必要に応じて参照する。</p>

主な事務事業の取組内容	
<p>① 質の高い金融仲介機能の発揮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関は、金融行政方針も踏まえ、顧客のニーズを的確に捉えた商品、サービスの提供を行うとともに、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価 (事業性評価) し、融資や本業支援等を通じて産業・企業の課題解決に資するような質の高い金融仲介機能を十分に発揮すること等により、我が国産業・企業の競争力・生産性の向上や円滑な新陳代謝の促進に向けた取組みを金融面から支援することが求められている。 このように、金融機関の質の高い金融仲介機能の発揮を促すため、課題や方策について、金融仲介の改善に向けた検討会議で議論し、議論の内容等も踏まえつつ、以下の取組みを行う。 i) 地域金融機関の取組み実態を把握するため、融資先企業ヒアリング及び企業アンケート調査を実施するとともに、企業側のニーズにあった質の高いサービス提供を促すため、当該ヒアリング結果に基づき金融機関と対話する。 ii) 金融機関が果たしている金融仲介機能について客観的な評価目線

	<p>に基づき、事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進について深度ある対話を行うため、企業ヒアリングの結果や外部有識者の知見等を活用して、多様なベンチマークを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報を行うとともに、金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用に加え、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた適切な金融面での支援を行っていくよう促す。 ・自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を行うとともに、金融機関に対して活用を促す。
<p>② 金融機能強化法の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が将来を見据えた経営の中で資本増強を行おうとする際は、選択肢の一つとして金融機能強化法（震災特例を含む）の活用について、検討するよう促していく。（再掲） ・金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。（再掲） ・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。（再掲） ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。（再掲）

【担当課室名】

監督局

総務課監督調査室、総務課、総務課協同組織金融室、総務課地域金融企画室、銀行第一課、銀行第二課
 検査局総務課

施策Ⅱ－３

資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供のあり方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するためのあり方を検討する。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ることとしている。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定） ・日本再興戦略－JAPAN is BACK－（25 年 6 月 14 日閣議決定） ・「日本再興戦略」改訂 2014－未来への挑戦－（26 年 6 月 24 日閣議決定）
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]金融審議会「市場ワーキング・グループ」における検討状況（日本の市場・取引所を巡る諸問題についての検討・28 年度～） ・[主要]N I S A の普及促進に向けた取組みの進捗状況（①N I S A 関連の税制改正要望提出・28 年度、②N I S A の周知、広報活動の拡充・28 年度） ・投資運用業者におけるガバナンス状況に加え、販売会社における販売態勢についての検証状況（真に顧客の利益のためになる行動の実践の促進、28 年度）
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・N I S A の口座開設数

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」において、情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行う。

① 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備

- ・ N I S A の更なる普及・定着に向けた周知・広報活動を強化していくとともに、投資家のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」と「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図るといった制度趣旨や、N I S A の利用状況や販売されている商品内容及び販売態勢等についての総合的な制度の効果検証を踏まえ、N I S A のあり方について引き続き検討を行っていく。
- ・ 投資運用業者におけるガバナンス状況に加え、販売会社における販売態勢についても検証し、真に顧客の利益のためになる行動が実践されているか、引き続き検証していく。

【担当部局名】

総務企画局

企画課、市場課、政策課、政策課総合政策室

検査局総務課

施策Ⅲ－１

市場インフラの構築のための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>店頭デリバティブ取引及び証券決済システム等の安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現を図ることとしている。</p> <p>また、E D I N E Tの整備を通じ、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることとしている。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>証券決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、国債については 2018 年度上期における T + 1 化の実施に向けて、株式等については 2019 年中のなるべく早い時期における T + 2 化の実施を目標として、日本証券業協会などによる各種の取組が進められており、政府としてもこうした取組みの着実な実施を促す。また、我が国における金融市場の危機の伝播の阻止を図り、信頼性の高い市場インフラの構築の実現に資する取組みを行う。</p> <p>また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場に係る制度整備について」（平成22年 1 月 21 日） ・「世界最先端 I T 国家創造宣言」（25 年 6 月 14 日閣議決定）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の整備状況（中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の施行に向け、関係者と連携し制度整備を図る、28 年度） ・証券決済期間の短縮化に向けた取組み状況（証券決済期間の短縮化に向け関係者と連携し、取組みを支援する、28 年度） ・[主要]有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の稼働率（99.9%、28 年度） <p>（注）システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</p>

参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示書類の提出会社数（内国会社） ・ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数 ・ EDINETへのアクセス件数
------	---

主な事務事業の取組内容	
① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制（28年9月施行予定）の適切な実施を図る。
② 証券決済期間の短縮化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国証券決済の安定性確保の観点から、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みを支援する。
③ EDINETの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ EDINETについては、今後もシステムの安定運用及び情報セキュリティの確保に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修の対応や、開示情報利用者及び開示書類提出者の利便性向上や負担軽減を考慮した開発及び検討等を行う。

【担当部局名】

総務企画局

市場課、企業開示課

施策Ⅲ－２

市場機能の強化のための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>「日本再興戦略 改訂 2015」において、「総合取引所を可及的速やかに実現する」とされていることを踏まえ、総合取引所の早期実現に向けた取組を行う。</p> <p>「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（平成 25 年 12 月 25 日公表）等に基づき行った制度整備等を踏まえ、関係制度の周知等、新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進に向けた取組を行う。</p> <p>「日本再興戦略 改訂 2015」において、「不動産投資市場の持続的な成長を実現する」とされていることを踏まえ、不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け取り組む。</p> <p>会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（27 年 8 月 7 日設置）等における議論・検討を踏まえ、上場企業のコーポレートガバナンスの実効性の向上を促す。</p> <p>さらに、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28 年 4 月 18 日公表）を踏まえ、企業と投資家との建設的な対話の促進に向けて必要な取組を実施する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『日本再興戦略』改訂 2015－未来への投資・生産性革命（27 年 6 月 30 日 閣議決定） ・『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（26 年 2 月 26 日） ・「コーポレートガバナンス・コード」（27 年 6 月 1 日適用開始） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28 年 4 月 18 日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]総合取引所の実現に向けた取組に係る進捗状況（総合取引所の早期実現に向け、関係者等への働きかけ等を行う、28 年度） ・[主要]新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進に向けた取組の実施状況（新規・成長企業へのリスクマネー供給促進に向け、円滑な資金供給のための様々な制度の周知等の取組を行う、28 年度）

	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組に係る進捗状況（不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け取り組む、28年度） ・[主要]上場企業のコーポレートガバナンスの実効性の向上を促す取組みの状況（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において必要な議論・検討を行う、28年度） ・[主要]金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日）を踏まえた取組みの進捗状況（報告書を踏まえた必要な取組みを実施する、28年度）
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 総合取引所の実現に向けた取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合取引所の早期実現に向けて、引き続き、関係者等への働きかけを行う。
② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進	<ul style="list-style-type: none"> ・新規・成長企業へのリスクマネー供給促進に向けて、内閣府主催の地方公共団体、金融機関、プラットフォーム事業者等による連絡会議との連携や、地域の成長マネー供給促進フォーラムの開催を通じ、引き続き、円滑な資金供給のための様々な制度の周知等に取り組む。
③ 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け引き続き取り組む。
④ 上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論・検討を踏まえ、以下の取組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> —投資家と企業間の「建設的な対話」を通じたコーポレートガバナンスの実効性向上のため、機関投資家が、個別企業やその事業環境等に関する理解に基づき、企業に「気づき」を与える対話を行うことを促す。スチュワードシップ責任に即して顧客・受益者の利益に沿った議決権行使等が確保されるよう、適切な利益相反管理のあり方について検討する。企業が、資本政策の基本的な方針も含めた経営方針、経営戦略・計画を株主に分かりやすく公表することや、英語により情報発信することなど、対話の基礎となる企業の取組みを促す。 —取締役会の実効的な機能発揮や政策保有株式の縮減に向けた上場企業の取組状況について、フォローアップ会議においてモニター

	<p>する。一フォローアップ会議における検討や取組みの内容を、海外に向けて、適時かつ効果的に情報発信していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G20/OECDコーポレートガバナンス原則に示されている考え方も踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスに資する市場構造の実現方策について、金融審議会において検討を行う。
<p>⑤ より効果的・効率的な開示に向けた制度整備等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日公表）を踏まえ、開示内容の共通化・合理化や、より適切な株主総会日程の設定等をより容易にするための、有価証券報告書の記載事項の見直し等に取り組む。

【担当部局名】

総務企画局

企業開示課、市場課

施策Ⅲ－３

市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、ディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を図る。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第 26 条、第 177 条、第 210 条 等 ・「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日） ・企業会計審議会「国際会計基準（I F R S）への対応のあり方に関する当面の方針」（25 年 6 月 19 日） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22 年 12 月 24 日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① [主要]マクロ経済情報の収集・分析を踏まえたフォワードルッキングな観点からの市場監視/根本原因の的確な追究・評価/市場関係者との対話・認識の共有のプロアクティブな実施（フォワードルッキングな観点からの市場監視/根本原因の的確な追究・評価/市場関係者との対話・認識の共有のプロアクティブな実施、28 年度） ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策（金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施する、28 年度） ③ 我が国において使用される会計基準の品質向上（我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組みを実施する、28 年度） ④ [主要]情報力に支えられた機動的な市場監視の実施（機動的な市場監視を実施する、28 年度） ⑤ [主要]海外当局との必要な連携（海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不公正取引への対応を行う、28 年度） ⑥ [主要]迅速・効率的な取引調査の実施（迅速・効率的な取引調査を実施する、28 年度）

<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>⑦ [主要]迅速・効率的な開示検査の実施（迅速・効率的な開示検査を実施する、28年度）</p> <p>⑧ 課徴金制度の適切な運用（課徴金制度を適切に運用する、28年度）</p> <p>⑨ [主要]効果的な犯則調査の実施（効果的な犯則調査を実施する、28年度）</p> <p>⑩ 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携（政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う、28年度）</p> <p>⑪ 効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施（効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する、28年度）</p>
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課徴金納付命令の実績<内容・件数> ・ 国際会計基準（IFRS）の任意適用企業数及びその時価総額の割合 ・ 取引審査実施状況<内容・件数> ・ 情報受付状況<内容・件数> ・ 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数> ・ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・ 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>

主な事務事業の取組内容	
<p>① フォワードルッキングな観点からの監視活動の機能強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マクロ経済情報の収集・分析を踏まえた、フォワードルッキングな観点からの市場監視を強化する。 ・ 検査・調査を通じて把握した問題点について、その根本原因的な追究・評価を通じて、市場における共通課題の抽出に努める。 ・ 違法行為の未然防止の観点から市場関係者との対話・認識の共有をプロアクティブに実施する。
<p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、引き続き、適切な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。 ・ 有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。 ・ 有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適正性の確保に努める。 ・ 有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。

<p>③ 我が国において使用される会計基準の品質向上</p>	<p>財務会計基準機構、企業会計基準委員会（A S B J）、日本公認会計士協会、等と連携して以下の取組みを推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と連携して、I F R Sに移行した企業の経験の共有を図るとともに、I F R Sに係る解釈について発信・周知する。 ・のれんの会計処理やリサイクリング（その他の包括利益に計上した項目を、純利益に振り替える会計処理）に関して、我が国の考えるあるべきI F R Sについての国際的な意見発信を更に強力に行う。 ・A S B Jにおける我が国の収益認識基準の高品質化に向けた検討が加速されるよう、必要な支援を行う。 ・関係機関等と連携して、I F R Sに関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築するとともに、日本公認会計士協会と通じて、I F R Sに基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る各監査法人の状況について把握し、各監査法人に対して適切な取組みを促す。
<p>④ 包括的かつ機動的な市場監視</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引審査について、複雑化・高度化する不公正取引の手法に対応するための適切な態勢整備を行うとともに、引き続き関係機関との連携を強化し、的確かつ迅速な審査を行っていく。 ・外部からの情報受付に関して、情報収集ルートの拡大、多様化及び情報分析強化のため、ウェブサイト上の受付フォームを改善する等、より有用な情報を引き出せる態勢整備に努める。 ・クロスボーダー取引に対しては、海外証券規制当局等から積極的に情報収集を行い更なる監視の強化を行う。 ・アルゴリズム取引等のI T技術を駆使した取引が市場の公正性・透明性・安定性にもたらす影響について、引き続き更なる調査を実施し、現実に即した市場監視態勢を検討していく。 ・マクロ経済情報を活用するなど、情報の収集・分析態勢を強化しつつ、発行市場・流通市場全体に目を向け、市場動向の背景にある問題分析を行い、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、機動的な市場監視を行う。
<p>⑤ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携して対処するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引に対する監視を強化していく。
<p>⑥ 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不公正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。 ・不公正取引の調査にあたっては、証拠・資料の散逸を防ぐため、早期の

	<p>本格着手に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不公正取引を未然に防止する観点から、内部者取引が行われた上場会社との間で、問題発生の本原因と必要な再発防止策について問題認識を共有するとともに、市場関係者による自主的な取組みを通じた市場規律強化に資するよう、市場関係者との間で必要な意見交換等に努める。 ・課徴金事例集について、内容の充実を図るとともに、情報発信の多様化に努める。
<p>⑦ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p>	<p>以下の取組みを進めつつ、有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令等を発出するよう金融庁に対し勧告を行うとともに、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう開示企業に働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内外の様々な情報を収集・分析することにより問題企業を抽出することに加え、上場企業における開示の適正性等を検証する態勢を強化の上、上場企業の経営環境の変化等に伴う潜在的リスクに着目したテーマ等を選定し、情報の収集・分析を行うなど、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。 ・開示検査の実施においては、正確な情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、簡易的な検査等も活用するなど、機動的な開示検査を実施するとともに、デジタルフォレンジックや当局間の情報交換枠組みなどを積極的に活用し、効率的な開示検査を実施する。また、必要に応じ、虚偽記載等の原因についても究明し、検査対象企業と議論の上、改善を求める。 ・市場監視機能の強化及び市場参加者の自己規律強化の観点から、市場関連部局、金融商品取引所、及び公認会計士協会等との間でも連携を強化するとともに、課徴金事例集等において、事案の特性等を踏まえた、分かりやすい対外的な情報発信に努める。
<p>⑧ 課徴金制度の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。
<p>⑨ 犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部者取引、相場操縦、偽計、有価証券報告書の虚偽記載等の金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジックの更なる活用等に加え、必要に応じて捜査当局等の関係機関及び海外当局とも連携することにより、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行う。

⑩ 自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。
⑪ 市場参加者の規律強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換の実施や講演会への講師派遣のほか、当該諸団体等の機関紙への寄稿等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。 ・証券取引等監視委員会における勧告・告発事案等の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、その事案の市場や社会における位置付けや影響についても、ウェブサイトやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。

【担当部局名】

証券取引等監視委員会事務局

総務企画局

総務課審判手続室、市場課、企業開示課

監督局証券課

施策Ⅲ－４

市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態把握を図る。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況の適切なフォローアップを図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第 51 条、第 56 条 2 項 等 ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・平成 27 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>① 内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施（内外の経済・金融環境の変化を踏まえ、効率的かつ効果的な監督を実施する、28 年度）</p> <p>② [主要]検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施（検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施する、28 年度）</p> <p>③ 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携（政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う、28 年度）</p>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る行政処分等の勧告の実施状況<内容・件数> ・証券検査における金融商品取引業者等に対する法令遵守等の不備に係る通知の実施状況<内容・件数>

主な事務事業の取組内容

① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施

- ・金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえ、業態・個別金融商品取引業者等の規模・特性等に応じた実態把握・分析を行う。またそこで得られた分析結果等を踏まえ、重要な経営課題に焦点を当てた定期又は随時のヒアリングを実施するなど、リスクベ-

スでの効率的かつ効果的な監督に努める。

- ・適時・適切に監督指針等の整備を行って監督上の着眼点を明らかにするなど、明確なルールを整備した上で、必要に応じ、報告徴求等による事実関係の把握に努める。その結果、法令違反の事実等が確認された場合には、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行う。また、証券監視委の検査結果を受け、問題があると認められた業者に対しても、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を含めた機動的な対応を行う。さらに、金融商品取引業者等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。なお、適格機関投資家等特例業務においては、「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行（28年3月）により、新たに行政処分権限が備わったことから、検査・監督対応において問題があると認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対しても報告徴求等を行い、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行うよう努める。
- ・大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、定期又は随時のヒアリング、各種報告書及び報告徴求等により、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、既に生じた問題の解決のみにフォーカスするのではなく、潜在的な問題の顕在化を未然に防止するためのフォワードルッキングな態勢整備を促すことで、より中長期的な観点からの統制環境向上を奨励していく。
- ・監督カレッジ等の各国当局の意見交換の場も利用しつつ、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組む。

② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

金融商品取引業者等に対しては、以下の取組みを進めつつ、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘するほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告を行う。

- ・効率的で実効性ある検査を実施する観点から、金融商品取引業者等について、監督当局や自主規制機関等の連携を一層強化するとともに、各社の業態及び規模・特性等を踏まえつつ、そのビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化し、オン・オフ一体のモニタリングを実施した上で、必要な検査を実施していく。
- ・地場の証券会社については、ビジネスモデルの実態やその持続可能性等について、監督当局と連携しつつ検証を進めていく。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者については、届出事項や行為規制等を拡充した金融商品取引法の改正により、業務改善・停止・廃止命令等の監督権限が整備されたことを踏まえ、今後とも適切に検査を実施

	<p>していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録業者による金商法違反行為等に対して、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。
<p>③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。

【担当部局名】

証券取引等監視委員会事務局

監督局証券課

施策Ⅲ－５

市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備の要否の検討、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士法第1条、第1条の2 等
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組みの実施（「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言も踏まえ、適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組みを実施、28年度） ・[主要]公認会計士・監査法人等に対する適切な監督（虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施、28年度） ・[主要]品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況（監査法人等における監査品質の一層の向上に向け、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する実効的な検査の実施、28年度） ・海外監査監督当局との協力・連携状況（高品質な我が国会計・監査制度の実現に向けた海外監査監督当局との連携強化、28年度） ・受験者等への情報発信の拡大状況（多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大、28年度） ・優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況（優秀な会計人材確保に向けた取組みの実施、28年度）
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数

主な事務事業の取組内容	
① 適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組みの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言も踏まえ、監査法人のガバナンス・コードの策定に向けた検討、当局と大手・準大手監査法人との定期的な対話等、適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組みを実施する。
② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。
③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行い、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。 ・大手監査法人について、通常検査を実施した翌年にフォローアップのための立入検査を実施し、指摘事項の改善状況を検証する。また、ガバナンス体制等の検証がより効果的・効率的に行えるように、検証に必要な、定性・定量の情報を報告徴収により継続的に入手し、分析する。 ・検査先に対する指摘内容等の具体化・明確化など検査結果通知書の記述を見直す。 ・広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点から、検査その他のモニタリングの成果を新たにモニタリングレポートとして取りまとめ、公表する。 ・最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、関係機関等と連携を密にし、幅広い情報の収集・分析を行う。
④ 海外監査監督当局との協力・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）関連活動等への積極的な関与・貢献を行う。 ・監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との緊密な協力・連携を図る。 ・I F I A R 常設事務局の東京設置の決定を受けて、同事務局の開設に向け、必要な支援を実施する。
⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、日本公認会計士協会や経済界等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、優秀な会計人材確保に向けて議論を深める。 ・我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、各種の広報活動を行っていく。

【担当部局名】

公認会計士・監査審査会事務局

総務企画局

企業開示課、総務課審判手続室

施策Ⅳ－１

国際的な政策協調・連携強化

<p>施策の概要</p>	<p>グローバル化した金融システムの安定と発展を確保することにより、日本経済の持続的な成長、ひいては世界経済の安定・発展に貢献するため、国際的な金融規制の策定等に戦略的に対応する。また、海外当局との連携を強化する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>国際的な金融規制の策定等に関する議論等における内外への発信、提案等を通じ、グローバル化した金融システムの安定と発展を確保し、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に資すること。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制の策定等に関する議論等における内外への発信、提案するとともに、各国・地域と更なる連携強化を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20 アンタルヤ・サミット首脳宣言（平成 27 年 11 月）等
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁が参加している国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する基準・指針等の策定状況、及び当庁からの意見発信・提案状況 (国際機関等において、各国の合意の上で策定されるものであるため、数値基準の設定は困難であるものの、金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論等において内外への発信・提案を行う、28 年度) ・ [主要] 国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 (金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論等を行う会議には可能な限り出席する、28 年度) ・ 他国当局等との対話の状況 (海外の金融当局との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する、28 年度)
<p>参考指標</p>	<p>—</p>

主な事務事業の取組内容	
① 国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論への戦略的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・国際金融システムの安定及び発展のために、G20、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）、国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボードなどの国際的な金融規制改革等の議論における内外への発信・提案を行う。 ・上記にあたっては、国内外の重要な課題について、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者で一体的な議論を実施する。 ・「経済成長と金融システムの安定とを確保すること」「規制の複合的な効果を検証する包括的な評価により検証を行い、全体として最適な金融規制を構築すること」といった日本の立場を引き続き主張する。
② 海外当局との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換を積極的に行うなど、各国・地域との戦略的連携を一層強化する。
③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・金融活動作業部会（FATF）等の政府間におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的な議論及び取組みに積極的に参画・貢献する。FATFの対日相互審査については関係省庁と緊密に連携し、適切に対応する。

【担当部局名】

総務企画局

総務課国際室、企業開示課、市場課、企画課調査室

監督局

総務課、総務課国際監督室

施策Ⅳ－２

アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

<p>施策の概要</p>	<p>アジア諸国をはじめとする新興国に対する金融インフラ整備支援、及び「グローバル金融連携センター」(GLOPAC)の運営等の取組みを実施する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することや、金融規制の緩和を促すことを通じて、日本企業・金融機関の新興国における事業の拡大や新興国の成長力基盤の強化を支援し、日本の金融・資本市場を新興国とともに成長させる。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>日本の金融・資本市場は、日本企業・金融機関の新興国における事業の拡大や新興国の成長力基盤の強化を通じ、新興国とともに成長させる必要がある。</p> <p>こうした観点から、アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進するとともに、金融規制の緩和を促す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」(平成25年6月14日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(26年6月24日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2015－未来への投資・生産性革命－(27年6月30日閣議決定)
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア諸国をはじめとする新興国の金融当局との関係強化に向けた取組状況(新興国の金融当局から支援ニーズ等を把握する機会の確保・28年度) ・[主要]アジア諸国をはじめとする新興国に対する金融インフラ整備支援の実施状況、及び「グローバル金融連携センター」の運営状況(金融インフラ整備支援の実施、「グローバル金融連携センター」の運営・28年度)
<p>参考指標</p>	<p>－</p>

主な事務事業の取組内容

① アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備の促進等

- ・アジア諸国をはじめとする新興国に対する金融インフラ整備支援、及び「グローバル金融連携センター」の運営等の取組みを実施する。

【担当部局名】

総務企画局総務課国際室

施策Ⅳ－３

金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

<p>施策の概要</p>	<p>金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革の推進や法令照会等への対応、官民による持続的な対話の実施等を行うこととしている。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応するため、規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『日本再興戦略』改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定） ・「規制改革実施計画」（27 年 6 月 30 日閣議決定） ・「平成 27 事務年度金融行政方針」（27 年 9 月 18 日公表） ・金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」（27 年 12 月 22 日公表） ・金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告～金融グループを巡る制度のあり方について～」（27 年 12 月 22 日公表） 等
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直しの進捗状況（金融行政のあり方・アプローチの見直しの実施、28 年度） ・FinTech による金融革新の推進（FinTech エコシステムの実現に向けた所要の方策の検討、【P】決済インフラの改革等に係る検討、28 年度） ・FinTech の動きに対する制度面の対応（「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」の施行のための制度整備、金融関係の制度面の課題について金融審議会において検討、28 年度） ・FinTech サポートデスクで受け付けた相談への適切な対応（FinTech サポートデスクで受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応、28 年度）

<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施、28年度） ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、28年度） ・金融機関等との意見交換の会合の開催実績（金融業をめぐる課題等を踏まえて必要に応じ実施、28年度）
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融行政モニターの受付状況及び金融庁の対応状況 ・FinTech サポートデスクの受付状況及び金融庁の対応状況 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中立的な第三者である外部専門家のご意見等をお聞きする「金融行政モニター」などを活用することにより、金融機関及びその職員等のご意見等を金融行政に取り入れ、よりよい金融行政の遂行を目指す。 ・金融機関の監督・検査において、①金融機関が取るべき行動等について、これを仔細に規制するのではなく、その趣旨・精神を示すプリンシプルの形成・共有や、当該プリンシプルの理解を深めるための優良事例の公表、金融機関の業務の状況を適切に顧客等に知ってもらうためのディスクロージャーの充実の促進、を通じて金融機関等との対話を推進し自主改善を促す、②金融機関のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性等、フォワードルッキングな観点からの対話の促進や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等の充実を通じ、質の高い金融行政を推進する。 ・こうした観点から、プルーデンスとコンダクトに関わる政策について、考え方等を整理する。
<p>② FinTech への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展開も視野に入れた日本発の FinTech ベンチャーを創出するため、「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」において、多様な領域の人材の連携が図られる場の構築など FinTech エコシステムの実現に向けた方策を検討する。 ・FinTech による金融高度化を推進するため、決済インフラの改革等についても、幅広く外部の有識者との連携も活用して、国際的議論も踏まえ、官民連携して取組みを進める。 ・「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」の早期施行に向けて所要の政府令を速やかに整備する。

	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関と金融関連IT企業等との連携強化のための環境整備を推進するため、FinTechの更なる展開等も見据え、利用者保護や不正利用の防止、システムの安全性確保等の観点も踏まえつつ、金融関係の制度面の課題について、金融審議会において引き続き検討する。 FinTechサポートデスクにおいて、FinTechに関する民間事業者の相談等に一元的に対応する。
③ 規制・制度改革等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討する。
④ 事前確認制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。
⑤ 官民による持続的な対話の実施	<ul style="list-style-type: none"> 我が国金融機能向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行うための会合を開催する。

【担当部局名】

総務企画局

政策課、企画課、企画課信用制度参事官室

検査局企画審査課

監督局総務課

施策Ⅳ－４**金融行政についての情報発信の強化**

施策の概要	<p>金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等について、国民に対して迅速かつ正確に情報発信を行うことが重要であり、大臣等による記者会見等や報道発表、金融庁ウェブサイト等による公表を通じて、積極的に情報発信を行っていく。また、金融庁の施策については、海外での関心も高いことから、英語による情報発信を強化していく。</p>
達成すべき目標	<p>金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること。</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していく上で、当局としての方針や施策の意図・内容が内外の関係者に正確に伝わるのが重要であり、引き続き情報発信を強化していく必要がある。</p> <p>とりわけ、金融は他の分野に比べてもグローバル化が進展している分野であることから、海外に向けて情報発信の充実が必要である。</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ [主要]金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加・28年度） ・ [主要]金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加・28年度） ・ 新着情報メール配信サービス登録件数（対前年度末比増加・28年度末） ・ 金融庁 Twitter のフォロワー数（対前年度末比増加・28年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道発表件数 ・ 金融庁 Twitter のツイート（発信）回数 ・ 英語ワンストップサービスの対応件数

主な事務事業の取組内容

① 金融行政に関する広報の充実

以下の通り、引き続き、様々なツールを通じ、金融行政についての情報発信を強化する。その際、どの対象（国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか）に、何を発信するかについて明確化し、それぞれに相応しい手段（大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等）による情報発信を行っていく。

- メディアを通じた広報に関しては、大臣による閣議後会見や、重要施策についての記者向け説明を積極的に実施する。
- ウェブサイトを活用した広報に関しては、大臣等の記者会見録や報道発表等、掲載コンテンツの充実を図る。特に国民の関心が高い、あるいは国民に幅広い周知が必要な施策に関しては、担当課室と連携しつつ、特設サイトを設置する。また、必要に応じて、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報も活用した施策の周知を図る。なお、新着情報メール配信サービスについては、サービス内容の周知を図る。
- 海外向け広報に関しては、英語による情報発信の強化として、金融庁ウェブサイト（英語版）の利便性向上や、英語で発信すべき情報等を検討した上でコンテンツの充実を図っていく。また、情報発信のタイムリー性の観点から、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の案件名を英訳した「FSA Weekly Review」において、発表資料の概要を掲載していく。
- 英語ワンストップサービスに関しては、海外からの事実関係の質問や法令解釈の照会等に対し、引き続き適切に対応していく。
- Twitterの活用については、その特性（字数制限）を活かした簡明な表現による情報発信を積極的に行っていく。

【担当部局名】

総務企画局

政策課広報室、政策課

施策Ⅳ－５

金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>金融リテラシーを向上させるための環境整備として、金融経済教育の推進に向けた取組みを行う</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融リテラシーが向上すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融リテラシーの向上は、以下の点から重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融取引を巡るトラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて、生活の質の向上につながる。 ・利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界があり、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、利用者の金融商品を選別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待できる。 ・1,700兆円を超える家計金融資産の過半は現預金となっている。資産運用を行う上での基礎知識を身に付け、家計が国内外の資産（株式、債券等）への中長期・分散投資を進めることは、家計の安定的な資産形成に資するだけでなく、成長資金の供給等を通じ、デフレ脱却にも資すると考えられる。 <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定） ・金融経済教育研究会報告書（25年4月30日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25年6月28日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日公表） ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26年6月12日公表） ・消費者基本計画（27年3月24日閣議決定）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み (最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みの実施、28年度) ・国民の金融知識の状況：生活設計策定の有無 (生活設計を立てている世帯の比率50%・28年度調査実施時点) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・金融広報中央委員会の認知度の向上に向けた取組み (金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)の周知、28年度)

主な事務事業の取組内容

① 金融経済教育の推進

金融リテラシー向上のため、引き続き様々な機会を活用しながら、着実に金融経済教育を推進していく。

- ・ 金融庁を含めた関係団体等で構成する「金融経済教育推進会議」を通じ、金融経済教育を効率的・効果的に推進する。
- ・ 大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業の実施を検討してもらうよう、大学に対する働きかけを実施する。
- ・ 国民の幅広い層に投資への関心を持ってもらうことなどを目的として、地方公共団体や関係団体等と連携しながらNISAに関するシンポジウムの開催や市民講座等への講師の派遣等を実施する。
- ・ 金融経済教育に関するシンポジウムの開催、家計管理と生活設計について考える相談会の開催及び金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を実施する。

【担当部局名】

総務企画局政策課

業務支援基盤の整備のための取組み 1-(1)

金融行政を担う人材の確保と資質の向上

<p>施策の概要</p>	<p>職員が「国益への貢献」を追及し、困難な課題にも主体的に取り組み、組織として高い成果を出していくために、人材育成と組織活性化に取り組みます。具体的には、国益の実現に向けた職員の意識・意欲の向上、多様で高い専門性を備えた人材確保・育成、職場環境改善等を実行します。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>職員の意識改革を行うとともに、組織として力を最大限に引き出すための人材育成及び組織活性化を図ること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融行政の対象となる金融は、変化が早く、国際化も加速化し、高度に専門化が進んでいる特徴があります。金融行政の目的を実現するためには、このような金融の特徴を踏まえた行政対応を適切に遂行する態勢を構築する必要があるため、人材育成と組織活性化を行うことが必要です。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融行政方針（金融庁の改革）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①人材育成と組織活性化の取組み</p> <p>[主要] i. 人材育成の方針の策定、人事評価の運用の見直し（28年度）</p> <p>ii. 職員のワークライフバランス推進（PDCAサイクルによる業務改善等の継続実施、テレワークの利用促進、フレックスタイム制の実施状況等、28年度）</p> <p>②[主要]大学院への留学等の実施状況（国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図る（30名）、28年度）</p> <p>③[主要]人材派遣等の状況（国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図る（50名）、28年度）</p> <p>④[主要]民間専門家の在職者数（民間企業経験者や弁護士・公認会計士等の専門家の採用・登用を積極的に実施（350名超）、28年度）</p>
<p>参考指標</p>	<p>①関連</p> <p>i) 人材育成の方針の作成・実施（専門人材の育成と組織内の人材育成文化の醸成）</p> <p>ii) 「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況</p>

主な事務事業の取組内容

① 職員の意識改革、組織として力を最大限に引き出すための人材育成及び組織活性化

- ・ 職員の力が最大限に引き出されるとともに、職員が成長を実感することができる人材育成の方針を策定するとともに、人材育成の要素を人事評価に反映するなど運用の見直しを行う。また、職員参加型の職場環境改善の取組み、自宅PC等によるテレワークの実施等を発展的に継続すること。
- ・ 専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、継続的かつ積極的に取り組む。

【担当部局名】

総務企画局

総務課、開発研修室

業務支援基盤の整備のための取組み 2-(1)

学術的成果の金融行政への導入・活用

施策の概要	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学のネットワーク強化に係る取組みを図る。
達成すべき目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること
目標設定の考え方・根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏付けに基づいた金融行政の遂行を図る必要がある。 研究会等の開催により、外部有識者の知見を金融行政へ活用するための金融行政とアカデミズムとのネットワーク構築が図られているが、今後もこのような取組みを持続的に行っていくことが必要である。
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ [主要] 調査研究分析成果物の作成 (金融行政の参考となる調査研究を実施し、調査研究分析の成果物を作成すること、28年度) ・ コンファレンス、勉強会・研究会等の定期的な開催、産・官・学の交流を図る機会を必要に応じて随時設定 (コンファレンス、勉強会・研究会等を開催し、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図ること、28年度) ・ 金融経済学勉強会及び金曜ランチの開催状況 (35回、28年度)
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 金融行政の参考となる調査研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、庁内要望に基づく多岐にわたるテーマを選定し、調査研究を行う。
② 産・官・学のネットワーク強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融に関する産・官・学のネットワーク強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・勉強会・研究会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。

【担当部局名】

総務企画局政策課研究開発室

業務支援基盤の整備のための取組み 3-(1)

金融行政における情報システムの活用

<p>施策の概要</p>	<p>「世界最先端 I T 国家創造宣言」及び「サイバーセキュリティ戦略」等に基づき、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に取り組むため、業務・システムの最適化を早期に実現し、業務の効率化を図るとともに、情報管理を強化するため情報セキュリティ対策の推進を図ります。</p>
<p>達成すべき目標①</p> <p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減を図ること</p> <p>「世界最先端 I T 国家創造宣言」において、「I T 投資の重点化・効率化の徹底による全体最適を実現する」こととされており、従前より当庁においても、効率化・合理化などの効果が見込まれる業務・情報システム分野において、「業務・システム最適化計画」を策定し、減量・効率化等の取組みを進めているところである。</p> <p>また、当該宣言において、各府省は「重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速する」こととされている。</p> <p>当庁においても、「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、情報システム改革に取り組んでいる。また、情報システム改修等に関する経費について、「政府情報システム投資計画書」を作成し、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界最先端 I T 国家創造宣言」(27 年 6 月 30 日閣議決定) ・「業務・システム最適化計画について」(26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) ・「情報通信 (I T) 関係施策に関する平成 28 年度戦略的予算重点方針」(27 年 8 月 7 日内閣情報通信政策監) ・「政府情報システム改革ロードマップ」(27 年 3 月 4 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) ・「平成 27 年度政府情報システム投資計画」(27 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行 <u>目標値</u>：22,322 千円 (削減後のシステム運用等経費) <u>達成時期</u>：29 年度 ※「平成 27 年度政府情報システム投資計画書」に基づく事業

<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ウェブサイトシステムの政府共通プラットフォームへの移行 <u>目標値</u>：18,304千円（削減後のシステム運用等経費） <u>達成時期</u>：29年度 ・[主要]「政府情報システム改革に関するロードマップ」に基づく、情報システム数（政府共通プラットフォームへ移行する情報システムを含む）及びスタンドアロンコンピュータの台数の削減。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報システム数の削減 <u>目標値</u>：12システム（削減後に存続する情報システム数） <u>達成時期</u>：30年度 (2) スタンドアロンコンピュータの台数削減 <u>目標値</u>：240台（削減後に存続する情報システム数） <u>達成時期</u>：30年度
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

<p style="text-align: center;">達成すべき目標②</p>	<p style="text-align: center;">情報セキュリティ対策を推進すること</p>
<p style="text-align: center;">目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>「サイバーセキュリティ戦略」において、政府機関においては「情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上」が求められているため、当庁においても、技術的な情報セキュリティ対策の強化に加え、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に取り組んでいる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サイバーセキュリティ戦略」（27年9月4日閣議決定） ・「サイバーセキュリティ2015」（27年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理研修の受講率 <u>目標値</u>：100% <u>達成時期</u>：28年度 ・情報セキュリティに関する職員の自己点検における遵守事項の実施率 <u>目標値</u>：93%以上 <u>達成時期</u>：28年度
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

主な事務事業の取組内容	
① 最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減	<p>以下の情報システムに関し、政府共通プラットフォームへの移行に伴うシステム運用等経費の削減に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行 ・ 金融庁ウェブサイトシステムの政府共通プラットフォームへの移行 <p>また、「政府情報システム改革に関するロードマップ」に基づき、情報システム数及びスタンドアロンコンピュータの台数について、計画的に削減を進める。</p>
② 情報セキュリティ対策の推進	<p>情報セキュリティ対策を推進するため、職員の情報セキュリティに関する意識の向上を図る取組みを引き続き進める。</p> <p>また、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上が求められており、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の多層化及び多重化を一層進めるほか、サイバー攻撃等における対応について改善を図るなど、必要な更なる取組みを推進する。</p>

【担当部局名】

総務企画局

総務課情報化統括室、総務課、総務課管理室、総務課開発研修室、市場課、企業開示課、政策課広報室、政策課研究開発室

監督局総務課

検査局総務課

証券取引等監視委員会事務局総務課

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室

業務支援基盤の整備のための取組み 3-(2)

災害等発生時における金融行政の継続確保

<p>施策の概要</p>	<p>金融庁業務継続計画等を見直すとともに、関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定） ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26 年 3 月 28 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25 年 6 月 7 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26 年 3 月 31 日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み（「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、28 年度） ・[主要]災害等発生時に備えた訓練（金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、28 年度）
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認メール応答率

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 災害等発生時における金融行政の継続確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」などを検証し、必要に応じて見直しを実施する。なお、幹部職員向けのハンドブックも作成する。
<p>② 災害等発生時に備えた訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。

【担当部局名】

総務企画局

政策課、総務課、総務課管理室

監督局総務課